

《目次》

1. 第9回通常総会 開催報告
2. 通常総会記念シンポジウム 開催報告
3. 「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」への意見書を提出
4. 適格消費者団体のホームページより <5月30日~6月26日更新分>

1. 第9回通常総会 開催報告

消費者機構日本は、第9回通常総会を2013年6月1日に開催いたしました。総会では、2012年度の事業報告・決算をご承認いただくとともに、2013年度の事業計画と予算の報告を行いました。第9回通常総会の開催概要は以下のとおりです。

- 【日 時】 2013年6月1日(土) 13時30分から14時10分
【場 所】 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ 地下2階「クラルテ」
【参加者】 出席表決権総数111(実出席表決権数34、委任状表決権数2、書面表決権数75)
※表決権総数139の過半数を大幅に超え、総会は成立
【議 題】 <<審議事項>> 第1号議案 2012年度事業報告承認の件
第2号議案 2012年度決算承認の件
<<報告事項>> 1. 2013年度事業計画
2. 2013年度予算

【議事次第】

冒頭に狩野拓夫副理事長が13時30分現在の出席状況(表決権総数139個のうち出席表決権総数が107個)を報告し、総会の成立と開会を宣言しました。そして、定款第30条に基づく議長発議を行い、芳賀唯史理事長が議長に就任しました。

続いて、青山 侑会長が下記概要の挨拶を行いました。

その後、議長より定款第34条に基づく議事録署名人として個人正会員の板谷伸彦氏を提案し、異議なく承認され、議事に入りました。

議事は、第1号議案から第2号議案までを一括提案し、議案ごとの質疑、議案ごとの採決、報告事項についての報告と質疑の順で進行しました。

【青山 侑会長の挨拶要旨】

消費者機構日本は、はや9回目の通常総会を迎える。この間の歩みは遅々としているようで着実に前進してきたと評価できる。

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度は、ようやく閣議決定され法案が国会に付された。その点では前進だ。内容的にやや譲りすぎとの懸念もあるが、制度を実現させることが先決だ。そして、シンポジウムでは民法改正について取り上げるが、消費者契約法は民法の一般規定の

例外として成立したわけだが、その民法が消費者保護の観点ばかりでなく大きく変えられようとしている。我々の活動に大きく影響するものであり、しっかり注視していきたい。

更に、我々の活動の中核をなす差止請求活動については、この1年、引き続き多くの方のボランティアな協力をいただき、地道に成果を積み上げてきた。この点は自負しても良いと思う。これからも道は遠く、課題は山積しているが、ともに協力しながら邁進していきたい。



開会挨拶をする青山 侑会長

1. 議案の提案

議案書に基づき、磯辺浩一専務理事より、概要以下の提案が行われました。

(1) 第1号議案 2012年度事業報告承認の件

2012年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の制定のための取り組みと同制度の活用準備を課題として掲げていた。しかし、同制度に関する法案は政府内での検討にとどまり、閣議決定、国会提出には至らず、制度制定をバックアップするためのシンポジウム開催等の取り組みはすすめてきたものの、当機構の制度活用準備については、2013年度以降の課題となった。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめた。留学あっせん事業者に対する差止請求訴訟については、約款の是正がはかられ和解となり、不動産賃貸借契約に関する差止請求訴訟は、一審での請求棄却の判決を経て、控訴したものの、控訴棄却となった。

裁判外の取り組みについて、新たな申入れは13件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善等された事案を9件公表し、設立以来の累計では、54件が是正された。

検討体制については、事案別の検討チームを11月から立ち上げ、2012年度末現在5チームが活動中である。課題ごとの事業報告については、特に次の点について説明が行われた。

- ①差止請求関係業務では、事案別検討体制を11月からスタート。被害情報対応委員会のもとに確認ワーキンググループを立ち上げるとともに、2012年度内に5つの事案別検討チームが活動を開始した。
- ②不動産賃貸借事業者に対して提起した差止請求訴訟は、請求した5項目のうち3項目が是正されたので、その項目について訴外で合意書を交わし訴えを取り下げた。残る2項目については争ったが、請求棄却となった。その後、控訴したものの控訴棄却となった。近時の最高裁の更新料条項や敷引条項に関する判決の傾向も考慮し、上告および上告受理の申し立ては行わないこととした。
- ③改正NPO法に対応した定款変更（第8回通常総会議決）、認定NPOの認定要件変更に対応した定款変更（第3回臨時総会議決）について、それぞれ東京都の認証を受けた。

(2) 第2号議案 2012年度決算承認の件

法令改正により、今年度から収支計算書から活動計算書に変更された。

消費者庁から受託した事業については、受託事業収入として未収金計上し、費用については、

特定非営利活動の「(5) 消費者に対する啓発事業」に区分した。収益事業として税務申告が必要であるが、収益事業については「税引前当期正味財産増減額」がマイナスであるため、法人税及び法人事業税の納税義務は発生しない。

収益事業を開始したため、都民税の均等割についての免除が受けられなくなり、納税が必要となるため未払い金として計上した。

事務人件費・賃借料・印刷費・福利厚生費の事業費と管理費への区分について例年と同様の基準で区分した。また、事業費に区分した上記各費用については、業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。(これも例年と同じ。)

議案書のとおり、本年度は 2,911,565 円の黒字、正味財産は 19,361,827 円となり、来年度は 2000 万円台が見込まれる。

《監査報告》

第 1 号議案、第 2 号議案提案の後、伊野瀬十三監事より、理事の業務執行は適正に行われ、日常の会計処理も適正で、決算諸表が正確に作成されている旨が報告され、監査意見として以下の 3 点の指摘がありました。

- ①消費者団体訴訟制度に関する広報活動の委託事業が実施され、2012 年度は事業を受託することができました。引き続き、積極的に事業を受託していくことが必要です。
- ②受託事業が開始されたことにより、法人税の申告が必要となりました。今後は、税理士との顧問契約を含む対応を行い、申告の事務を円滑にすすめることが望ましいと考えます。
- ③消費者団体訴訟制度の安定的活用と集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の担い手となることも視野に入れ、財政基盤の強化を着実にすすめられるよう求めます。

2. 議案の質疑

議案の質疑では、「税引き後利益が 291 万円余のプラスで来年は正味財産が 2000 万円を超える見通しというのは、誠に良いこと。同慶の至りである。」旨の意見表明がありました。

3. 議案の採決

議長より、13 時 45 分現在、表決権総数 139 個中、出席 34 個、書面議決 75 個、委任状 2 個の合計 111 個が出席し、定款第 31 条の要件を充足して総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入りました。

第 1 号議案・第 2 号議案とも、挙手賛成多数、書面表決 75 個のうち、賛成が 75 個、あわせて出席総表決権数の過半数を超えており、定款第 32 条に基づき可決・承認されました。

4. 報告事項の報告と質疑

磯辺浩一専務理事より、議案書に基づき、2013 年 5 月 9 日に開催された第 11 回消費者機構日本理事会で確定した 2013 年度事業計画及び 2013 年度予算について報告が行われました。報告の概要は以下のとおりです。なお、報告に対する質疑はありませんでした。

(1) 2013 年度事業計画

集団的消費者被害回復のための訴訟制度は、2013 年通常国会での可決成立が期待され、同制度実現のための取り組みを多くの消費者団体と連携して積極的に展開するとともに、制度成立後は同制度の活用準備を本格的にすすめます。また、引き続き差止請求関係の事業を確実にすすめます。

課題 1 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を実現し、同制度を活用するための準備を本格的にすすめるとともに、財政基盤の強化をはかります。

- 課題2 消費者被害未然防止・拡大防止のため差止請求関係業務を推進します。
- 課題3 政策提言活動をすすめます。
- 課題4 広報活動や消費者団体との連携を強め、消費者団体訴訟制度と消費者機構日本への理解と支持を広げます。
- 課題5 その他（適格認定の更新、10周年記念事業の検討、公開学習会や消費者志向経営セミナーの開催）。

（2）2013 年度予算

経常収入全体は、会費収入をほぼ昨年度実績並みと固く見込み、消費者庁の受託事業については、競争入札ということから確実ではないので収支とも計上しないこととします。このため、全体として収支とも2012年度実績比では減となります。

以上で全議事を終了し、議長が閉会を宣し、本総会を終了しました。

2. 通常総会記念シンポジウム 開催報告

- 1. 日 時 2013年6月1日（土） 14時30分～16時30分
- 2. 会 場 主婦会館プラザエフ 地下2階「クラルテ」
- 3. 参加者 50名（事務局含む）
- 4. 参加費 無料
- 5. シンポジウム次第

シンポジウムは、消費者機構日本の青山 侑会長の開会挨拶ではじまりました。その要旨は以下のとおりです。

【青山 侑会長の挨拶要旨】

先程、消費者機構日本の第9回通常総会を開催した。当機構の活動も10年目に入ることになる。この間、消費者契約法の制定や関連法制の改正・整備などが実現するとともに、当機構の差止請求の活動も地道に重ねられ、着実に成果をあげてきた。

シンポジウムでは、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律案」をめぐる最新の状況を加納企画官から聴き、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」について日弁連内での論議状況について群馬県弁護士会の吉野弁護士からご紹介いただく。

思えば東京都が消費者条例に基づいて消費者被害救済委員会を作り、消費者団体に訴訟費用の助成を行えるようにしたのが1975年。あれから30年以上たつが、少額多数の消費者被害を救済する制度やシステムへの社会的理解はどの程度進んだのだろうか。今回の訴訟制度案に関しても経済団体からは事業を委縮させるとの懸念が出されているが、市場が適正に運営されれば良い企業は伸びるのであって、環境規制をめぐるマスキー法の企業対応の結果から見ても明らかだ。また、消費者契約法は消費者・事業者間の契約について民法の一般原則（契約自由の原則）の例外を規定したものだが、こうした文脈の上でどれだけ民法（債権関係）の今日的な改正が実現するのか、我々にとっても大いに関心のあるテーマである。我々は信用できる市場を育てるための一翼を担っているとの自覚のもと、お二人のご講演を聴き、これら課題をしっかり深めていきたい。

続いて、芳賀唯史理事長が、第9回通常総会の開催状況を、シンポジウム参加者に簡潔にお伝えしました（報告内容は省略しますので、詳しくは上記「総会報告」でご確認ください）。

そして、第1講演として消費者庁消費者制度課企画官の加納克利様から、制度の概要資料と法律案に基づき、この間の制度創設に向けた検討経過とその意義、「法律案」として付加整備されたポイントについて、限られた時間ながら簡潔明瞭にご説明いただき、併せて、参加者からの質問にもお答えいただきました。

第2講演では、群馬県弁護士会の吉野 晶弁護士から、法務省の「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の民法改正部会有志による消費者保護の観点からの意見集約方向について、「中間試案」そのものを示しながら、重要な15項目について、「中間試案」はどのような方向をめざしているのか、それに対する日弁連民法改正部会有志の評価、その理由などを、実際の消費者トラブルの実例もあげながら、60分という限られた時間の中で、たいへんわかりやすく解説いただきました。解説いただいた15の重要項目は、「格差契約と信義則」「情報提供義務」「暴利行為」「不実表示」「詐欺取消」「消滅時効期間」「法定利率」「約款規制」「保証」「債権譲渡」「複数契約」「消費貸借」「リース」「サービス契約」「立法化提案からもれた事項（押しつけられた利得、抗弁の接続）」です。それぞれの詳細については、ホームページにご講演レジュメを添付してありますのでご参照ください。
http://www.coj.gr.jp/seminar/pdf/topic_130614_01_02.pdf

3. 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」への意見書

消費者機構日本は、去る6月17日、法務省「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」について、消費者の契約問題に日常的に関わっている観点から、12項目について意見を提出しました。意見書は下記のとおりです。

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見

1. 「第1、2、(2)」いわゆる暴利行為

【中間試案】

(2) 相手方の困窮，経験の不足，知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して，著しく過大な利益を得，又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は，無効とするものとする。

(注) 上記(2)（いわゆる暴利行為）について，相手方の窮迫，軽率又は無経験に乗じて著しく過大な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。また，規定を設けないという考え方がある。

【意見】

中間試案のように、いわゆる暴利行為を無効とする規定を置くことに賛成である。ただし、「著しく過大な」を「不当な」「過当な」といった文言にすべきである。

【理由】

これまで、暴利行為の柔軟な適用で、投資まがい商法などによる高齢者をはじめとした消費者被害の救済がはかられてきた。暴利行為について、要件や考慮要素を条文で明らかにしておくことは、被害救済のみならず、暴利行為の防止にも資するものと考えられる。

ただし、「著しく過大な」という部分は、消費者被害の救済の観点から言えば、過重である印象を否めない。明文化することで、救済の対象が狭められることのないよう、「不当な」「過当な」といった文言にすべきである。

2. 「第3、2、(2)イ」不実の表示

【中間試案】

(2) 目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。

イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたものであるとき。

【意見】

本規定をおくことに賛成である。

【理由】

事実と異なる表示により、誤認して契約に至る可能性は高く、実際の契約内容が表意者にとって不相当となる場合、契約を取り消すことができるようにすることは必要であると考えため。

3. 「第3、3、(2)」詐欺取消

【中間試案】

3 詐欺（民法第96条関係）

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。
- (2) 相手方のある意思表示において、相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったときも、上記(1)と同様とする（その意思表示を取り消すことができる）ものとする。
- (3) 相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、上記(2)の場合を除き、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。
- (4) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。

（注）上記(2)については、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行ったときも上記(1)と同様とする旨の規定を設けるとい考え方がある。

【意見】

媒介受託者と代理人が詐欺を行ったときも、(1)と同様に取り消すことができるようにすることに賛成である。さらに、相手方が当該意思表示に関し使用した補助的地位にある者（相手方が責任を負うべき者）による詐欺も対象とすべきである。

4. 「第7、2」消滅時効期間

【中間試案】

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

【甲案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持した上で、10年間（同法第167条第1項）という時効期間を5年間に改めるものとする。

【乙案】 「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点から10年間（同法第167条第1項）という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から「3年間／4年間／5年間」という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。

（注）【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という起算点を維持するとともに、10年間（同法第167条第1項）という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権につい

ては3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

【意見】

(注)の案に賛成である。

原則的な時効期間は10年間から短縮する必要はない。事業者間の契約にもとづく債権の時効期間は5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間とすべきと考える。

5. 「第8、4、(1)」法定利率

【中間試案】

(1) 変動制による法定利率

民法第404条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法改正時の法定利率は年〔3パーセント〕とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年1回に限り、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて〔0.5パーセント〕の刻みで、改定されるものとする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(ア) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて〔0.5パーセント〕以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ウ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに〔0.5パーセント〕刻みの数値とするための所要の修正を行うことによって定めるものとする。

(注1) 上記イの規律を設けない（固定制を維持する）という考え方がある。

(注2) 民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率（商法第514条）の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

【意見】

中間試案に反対である。

【理由】

法定利率は、損害賠償等の際の遅延損害金率としての意味を持ち、損害賠償の補填的機能を事実上有しているため、現行の5%を引き下げることには反対である。また、消費者契約法の遅延損害金率（14.6%）と比較しても、必ずしも年5%の法定利率が高いとはいえない。

6. 「第11、2」複数契約の解除

【中間試案】

2 複数契約の解除

同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうちの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。

(注)このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

複数契約の解除を認めることに賛成。ただし、「同一の当事者間で締結された」ものに限定すべきではない。

【理由】

一の契約に解除原因があり、それによって複数の契約を締結した目的を達成できない場合に、複数の契約全部を解除することができる規定を置くことに賛成である。しかし、同一の当事者間において複数の契約が締結されるケースだけではなく、異なる当事者間において複数の契約が締結される事例もある。規定の適用を逃れるために、あえて契約当事者を複雑にする危険性もあるので、同一の当事者間に限定するべきではない。

7. 「第17、6」保証人保護の拡充

【中間試案】

6 保証人保護の方策の拡充

(1) 個人保証の制限

次に掲げる保証契約は、保証人が主たる債務者の〔いわゆる経営者〕であるものを除き、無効とするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれる根保証契約であって、保証人が個人であるもの

イ 債務者が事業者である貸金等債務を主たる債務とする保証契約であって、保証人が個人であるもの

(2) 契約締結時の説明義務、情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、次のような事項を説明しなければならないものとし、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと。

イ 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないこと。

ウ 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）

エ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合には、主たる債務者の〔信用状況〕

(3) 主たる債務の履行状況に関する情報提供義務

事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、以下のような説明義務を負うものとし、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額〔その他の履行の状況〕を通知しなければならないものとする。

イ 債権者は、主たる債務の履行が遅延したときは、保証人に対し、遅滞なくその事実を通知しなければならないものとする。

(4) その他の方策

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の〔過大な部分の〕履行を請求することができないものとする。

【意見】

中間試案に提案されているように、個人の保証人保護を拡充するべきである。個人保証は原則無効となることとし、例外的に有効となる場合を列記することが望ましい。

【理由】

個人保証にともなう被害の実情をふまえ、保証人保護をすすめるべき。

8. 「第26、4」信義則等の適用に当たっての考慮要素

【中間試案】

4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、民法第1条第2項及び第3項その他の規定の適用に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする。

（注）このような規定を設けないという考え方がある。また、「消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、」という例示を設けないという考え方がある。

【意見】

当事者間の情報力、交渉力の格差を、考慮要素とすることに賛成である。

【理由】

消費者契約はもちろんのこと、事業者間でも事業の規模・業種、事業の内容と契約内容の関連性などから情報力・交渉力の格差が認められる場合も多く、信義則等の適用にあたって考慮要素とすべきである。

9. 「第27、2」契約締結過程における情報提供義務

【中間試案】

2 契約締結過程における情報提供義務

契約の当事者の一方がある情報を契約締結前に知らずに当該契約を締結したために損害を受けた場合であっても、相手方は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その損害を賠償しなければならないものとする。

- (1) 相手方が当該情報を契約締結前に知り、又は知ることができたこと。
- (2) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知っていれば当該契約を締結せず、又はその内容では当該契約を締結しなかったと認められ、かつ、それを相手方が知ることができたこと。
- (3) 契約の性質、当事者の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと。
- (4) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方に負担させることが、上記(3)の事情に照らして相当でないこと

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

情報提供義務の規定を置くことは必要だが、改定試案の条文案は賠償する責任を負わないとの原則規定となっており、そのような規定には反対である。契約をするか否かの判断に通常影響を及ぼす情報については提供義務があることを示し、その義務を果たしていない場合は損害賠償義務が生じるとの趣旨で規定化すべきと考える。

【理由】

消費者契約など、情報力に格差がある当事者間の契約締結にあたって、契約するか否かの判断に影響を及ぼす情報が提供されず、被害が発生する事例が多いため。

10. 「第30」約款規制

【中間試案】

1 約款の定義

約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。

(注) 約款に関する規律を設けないという考え方がある。

2 約款の組入要件の内容

契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。

(注) 約款使用者が相手方に対して、契約締結時までに約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方がある。

3 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記2によっては契約の内容とはならないものとする。

4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

(1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。

ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。

イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。

ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当なものであること。

エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。

(2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

5 不当条項規制

前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。

【意見】

中間試案に示された趣旨で、約款に関する規定を置くことに賛成する。ただし、組み入れ要件については、原則として契約締結前の一定の時期までに約款の内容を知ることができることとすべきである。さらに、典型的な不当条項をリスト化し無効とすべきである。

【理由】

約款は、契約当事者のうち情報力に勝る一方が作成するケースが多く、他の一方当事者はその内容を受け入れるか契約から離脱することしかできないことが多い。そのような実情から、約款について、一定の規律を設ける必要性は高い。

約款の内容を知りうる時期が、契約締結時までとすると、実質的には契約締結を行うことがほぼ合意された段階で、初めて約款が提示されるケースが出てくることが懸念される。このようなタイミングで、約款を提示されても消費者は十分な検討が出来ない。契約締結過程において、消費者が約款の内容を吟味できる一定の期間を確保できるように規定すべきである。

また、約款の中には、無限定に一方的変更ができる旨を定めているものも多く、変更できる理由や範囲を明示する必要性は高い。

11. 「第37、1、(4)」「第37、6、(2)」

【中間試案】

第37 消費貸借

1 消費貸借の成立等（民法第587条関係）

民法第587条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその物を受け取った後にこれと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(3) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなすものとする。

(4) 上記(2)又は(3)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、その消費貸借の解除をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。

(5) 上記(2)又は(3)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失うものとする。

(注) 上記(4)第2文については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

(中略)

6 期限前弁済（民法第591条第2項，第136条第2項関係）

民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者が返還の時期を定めなかったときは，借主は，いつでも返還をすることができるものとする。
- (2) 当事者が返還の時期を定めた場合であっても，借主は，いつでも返還をすることができるものとする。この場合において，貸主に損害が生じたときは，借主は，その損害を賠償しなければならないものとする。

【意見】

「中間試案第37、1、(4)」の後段、「中間試案第37、6、(2)」の後段のいずれも、「貸主に損害が生じた時は，借主は，その損害を賠償しなければならない」としている。大規模事業者間の取引の場合にはありうる規定と考えるが，消費者借主や中小企業借主もその対象となることに反対である。

【理由】

「中間試案第37、1、(4)」の後段については，引渡前解除権行使にともなう損害について賠償義務を一般化すると，無用の借入を防止する等の観点から認められている引渡前解除権の行使を躊躇させることになるため。

「中間試案第37、6、(2)」の後段については，期限前弁済によって貸主に生じた損害を賠償する義務が一般化すると，期限前弁済を委縮させてしまうことが危惧される。住宅ローンの繰り上げ返済の場合など，手数料程度で繰り上げ返済が認められている現状から考えても，損害賠償義務の一般化は消費者借主にとって不利益な結果を招くことが心配である。

12. 「第41、6」準委任

【中間試案】

6 準委任（民法第656条関係）

- (1) 民法第656条の規律を維持した上で，次のように付け加えるものとする。

法律行為でない事務の委託であって，[受任者の選択に当たって，知識，経験，技能その他の当該受任者の属性が主要な考慮要素になっていると認められるもの以外のもの] については，前記1（自己執行義務），民法第651条，第653条（委任者が破産手続開始の決定を受けた場合に関する部分を除く。）を準用しないものとする。

- (2) 上記(1)の準委任の終了について，次の規定を設けるものとする。

ア当事者が準委任の期間を定めなかったときは，各当事者は，いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において，準委任契約は，解約の申入れの日から[2週間]を経過することによって終了する。

イ当事者が準委任の期間を定めた場合であっても，やむを得ない事由があるときは，各当事者は，直ちに契約の解除をすることができる。この場合において，その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは，相手方に対して損害賠償の責任を負う。

ウ 無償の準委任においては，受任者は，いつでも契約の解除をすることができる。

（注）民法第656条の現状を維持するという考え方がある。

【意見】

民法第656条の現状を維持することに賛成である。

【理由】

多様な役務契約が存在し，任意解約をめぐっての紛争が多く発生している現状を考えると，現在より準委任の任意解除権をせばめることは，消費者の被害回復をいっそう困難にするものであると考えられるため。

以上

4. 適格消費者団体のホームページより <5月30日～6月26日更新分>

本ニュースレターにおいて，消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や

業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□5月31日 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の控訴審判決が確定しました。訴訟提訴から判決確定までの詳細な経過等を公表しておりますので、詳しくは下記を参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130531_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	□6月4日 住宅金融支援機構より団体信用生命保険の中途解約条項について、「再々お問合わせ」に対する「ご回答」が届きました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000379 □6月13日 富久屋マネジメント(株)に対して送付していた「ご連絡」への回答が、貸衣装営業会社の(株)VeaU Bridal から届きました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000380 □6月23日 (株)Casa に対してご連絡を送付していましたが、回答書及び原稿の契約書を受領しました。詳しくは下記を参照ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000384
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。

(以上)